



福岡県医師会第2704号(地)
平成30年1月26日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

築上町「子ども医療費支給制度」助成拡大の実施について

標記の件につきまして、築上町長より通知がありました。

同町では、子どもの保健の向上及び福祉の増進を図るため、中学3年生までを対象に「子ども医療費支給制度」が実施されておりますが、今般、下記のとおり対象者を平成30年4月診療分(平成30年4月1日)から18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、同町役場住民課保険係(0930-56-0300)までお問い合わせくださいますようお願い致します。

記

【子ども医療の内容】

	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から
対象者	出生から中学3年生まで	出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
一部負担金	入院：無料 外来：医療機関ごとに600円(／月) 調剤：無料 (未就学児はすべて無料)	同左
医療証の色	小学6年生まで：ラベンダー 中学生：ピンク	出生から小学6年生まで：ラベンダー 中学1年生から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで：ピンク

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

【子ども医療証】

- ・ 中学1年生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方（平成30年4月1日時点）に、平成30年3月中に新たな「子ども医療証」を交付。

※有効期限：18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

（4月1日で18歳になる場合は、有効期限は誕生日の前日（3月31日）まで）

※負担者番号：従来どおり

【重度障害者医療の変更】

	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から
入院 500円（月7日限度）の 自己負担	中学3年生まで （以降月20日限度）	18歳に達する日以後の最初の 3月31日まで （以降月20日限度）
精神病床への入院	中学3年生まで対象	18歳に達する日以後の最初の 3月31日まで

【請求方法】

- ・ 現行の「子ども医療」及び「重度障害者医療」と同じ方法で請求。

以上

29 築住第011601号

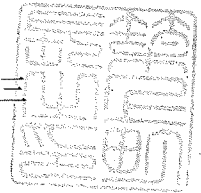
平成30年1月23日

公益社団法人 福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

築上町長 新 川 久 三

(住民課保険係)



築上町「子ども医療費支給制度」助成拡大の実施について (お願い)

拝啓 厳寒の候、貴会におかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。平素は築上町医療行政の推進に関しまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、築上町では子どもの保健の向上および福祉の増進を図って、中学3年生までを対象に「子ども医療費支給制度」を実施しています。

この度、築上町では「子ども医療費支給制度」の対象者を、平成30年4月診療分から18歳に達する日以後の最初の3月31日までとすることと決定いたしました。

つきましては、別添のとおり制度の内容および取扱いについて各医療機関へお知らせいただき、平成30年4月1日からの実施をお願いしたく存じます。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、子ども医療費支給制度の助成拡大の実施にあたりまして、何卒御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

築上町役場 住民課保険係 担当：大久 (ダイク)

〒829-0392

築上郡築上町大字椎田891番地2

電話：0930-56-0300 (内線：235)



(別紙)

築上町子ども医療費支給制度拡大に係る変更について

築上町では、平成30年4月1日から、子どもの医療費を助成する「子ども医療費支給制度」の対象年齢を18歳まで引き上げることとなりました。それに伴って変更になる助成内容についてお知らせいたします。

1. 子ども医療の内容

	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から
対象者	出生から中学3年生まで	出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
一部負担金	入院:無料 外来:医療機関ごとに600円(/月) 調剤:無料 (未就学児はすべて無料)	同左
医療証の色	小学6年生まで:ラベンダー 中学生:ピンク	出生から小学6年生まで:ラベンダー 中学1年生から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで:ピンク

※生活保護の受給者、福祉施設(医療費が措置される施設)に入所中の方は対象外です。

※保護者の所得制限はありません。

※入院時の食事代、居住費および医療保険適用外の費用については従来どおりです。

2. 子ども医療証について

中学1年生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方(平成30年4月1日時点)に、平成30年3月中に新たな「子ども医療証」を交付します。

有効期限 — 18歳に達する日以後の最初の3月31日までとなっています。

※4月1日で18歳になるお子さんについては、有効期限は誕生日の前日(3月31日)までとなります。

負担者番号 — 81401325 従来どおりです。

3. 重度障害者医療の変更について

入院時の一部負担の額、および精神病床への入院が対象となる年齢が次のように変わります。

	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から
入院 500円(月7日限度) の自己負担	中学3年生まで(以降月20日限度)	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(以降月20日限度)
精神病床への入院	中学3年生まで対象	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象

4. 請求方法について

現行の「子ども医療」および「重度障害者医療」と同じ方法でご請求くださいますようお願いいたします。